

健康事業団だより

令和5年4月第37号

令和5年度が始まりました。4月1日付けで当健康事業団にも6名が入職し、新たな体制でスタートしました。今年度も何卒よろしくお願い申し上げます。



心肺蘇生・AED講習会を開催しました

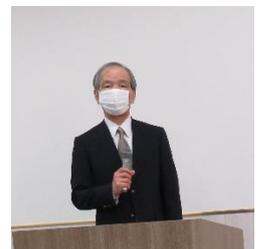
3月28日に当健康事業団職員を対象とした診療所研修「心肺蘇生・AED講習会」を開催しました。

講習は約1時間で前半は当健康事業団の健診部副部長 中村先生による一次救命処置の手順やAEDの使用方法等について講義を行いました。

後半は長崎総合警備株式会社杉元様により、当健康事業団に設置されているAEDについて概要説明を行ったのち、少人数のグループに分かれて人体模型とAEDを使い、実技訓練を行いました。

受講した職員からは、「(胸骨圧迫について)思ったよりも力があった」、「同じグループになった医療職の方にポイントを教えて頂き勉強になった」、「倒れた人がいたら、すすんで救助したいと思う」などの感想がありました。

AEDの使い方をはじめ、心肺蘇生法など「いざ」というときの知識や技術を身に付けることができました。今後も1人でも多くの職員が一次救命処置の実践ができるよう、定期的に救命講習を実施していきたいと思えます。



接遇研修会を開催しました

2月24日・3月28日に田中美吉子先生(合同会社ヒューマンナガサキ)を講師にお招きし、接遇研修会を開催しました。

今回は、挨拶を中心とした基本的な内容を中心に、いつもより少し高い声を意識しての発生練習をはじめ、挨拶や健診での誘導など実践練習を取り入れて、とてもわかりやすく講義をしていただきました。

職員からは「忘れかけていた接遇の大切さを再確認できた」、「初歩的な挨拶を学ぶことができた」という感想があり、日頃の挨拶や言葉づかい等振り返る機会となりました。この研修を活かし、事業団職員一同、サービスの向上に努めて参ります。



令和5年4月1日～新たな化学物質規制が導入されます。

～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するために、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅延性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業所が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度が導入されました。

※特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

施行スケジュール

規制項目		2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	●
	皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	●
	がん等の遅延性疾患の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労働発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●		
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●		
第三管理区分事業場の措置強化			●	

(厚生労働省「労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生施行令の一部を改正する政令等の概要」より抜粋)

詳しくは・・・



厚生労働省 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について



＼ CT検診も請け賜ります ／



公益財団法人 長崎県健康事業団

〒859-0401 諫早市多良見町化屋 986-3

TEL 0957-43-7131 (代表) FAX 0957-43-7139

<http://www.npmhc.jp>